

ける成立調書として作成されなければ、登記所は「遺産分割が成立した」とは扱いません。この点については、くれぐれも注意してください。例えば、遺言無効確認訴訟や遺留分減殺請求訴訟あるいは遺産の範囲確認訴訟などにおいて実質的に全体としての遺産分割の合意が成立し、「相続人Aは、別紙遺産目録記載1の土地を取得する。」とのみ記載された和解調書が作成されたとしても、それだけでは遺産分割による不動産取得についての登記申請は受け付けられません。登記手続に関する意思陳述擬制の条項を盛り込むか、その和解調書の内容に応じた遺産分割協議書を別途作成するなどの工夫をする必要があります。

なお、前述のとおり、高等裁判所での和解の場合には、家事事件手続法84条・274条により、高等裁判所が家事調停をすることができます。

## 第4 前提問題と付随問題

### 1 前提問題の種類と手続など

遺産分割の前提となる事項、すなわち、相続人の範囲、遺産の範囲、遺言や遺産分割協議の有無など、いわゆる「前提問題」については、それぞれに種々の問題がありますので、以下、個別に説明します。

#### (1) 相続人の範囲の問題

相続人資格については任意処分許されない事項ですが、審判あるいは判決が確定することによって初めて身分関係が形成される性質の事項について、遺産分割審判の中で判断するわけにはいきません。しかし、相続人資格の有無に関する問題であっても、確認訴訟の性質を有する事項については、遺産分割審判においても判断することは可能です。

前者に属する事項としては、認知、認知無効、推定相続人廃除、婚姻・離婚・養子縁組・離縁の各取消し、嫡出子否認、父を定める訴え

などがあります。後者に属する事項としては、婚姻・養子縁組・協議離婚・協議離縁の各無効、親子関係存否、相続欠格事由の存否、相続分の譲渡あるいは放棄、包括遺贈に関する遺言の無効などがあります。

ただし、相続人資格あるいは相続権存否について、別途民事訴訟による判決がなされた場合には、これと抵触する遺産分割審判は無効とならざるを得ないので、これら相続人資格あるいは相続権存否に関する前提問題が存在する場合には、仮に遺産分割調停の申立てがなされたとしても、別途訴訟などで解決すべきであるとして取下げ勧告がなされることになる可能性が大ですから、これらの事項については、遺産分割調停の申立てをする前に別途決着をつけておくべきです。

## (2) 遺産の範囲の問題

被相続人名義の財産が遺産ではなく、相続人の一人の固有の財産であるとの主張、相続人名義の財産が遺産に属するとの主張がなされている場合には、これらは基本的に訴訟事項ですが、遺産分割審判において判断することは不可能ではありません。

ただし、仮に遺産分割審判において判断したとしても、別途民事訴訟において既判力を持って確定された場合には、その判断に抵触する部分で審判の効力が否定されますから、それが唯一の財産である場合には遺産分割審判も無効となり、それが一部の財産である場合には、担保責任の問題となるといえます。もっとも、遺産分割審判後に民事訴訟において新たな財産が遺産に含まれるとされた場合には、新たに遺産とされた財産の分割をすれば足ります。

## (3) 遺言・遺産分割協議などの効力

遺言無効あるいは遺産分割無効などの主張については、遺産分割審判において判断することは可能ですが、遺言文言に包括遺贈がある場合には、相続権存否に関わりますので、遺言の形式的要件を具備していないなど明白に無効を判断し得る場合を除いて、別途遺言無効確認

## 10 葬儀費用の負担者を喪主である相続人とするのが相当な場合

**Q**

母Aは生前、遺言により、長男Bの相続分を4分の3、二男Cの相続分を4分の1と指定し、また、死亡保険金の受取人をBとする生命保険契約をしており、Bは保険金を受け取っています。Aの死亡後、Bが喪主となりAの葬儀が行われました。Bは、Aの葬儀の費用を自分が支払ったと主張し、Cに応分の負担を求めています。Bは喪主として香典を受け取っていますが、その明細を明らかにしません。Cは、Bの請求に応じないといけないのでしょうか。

**A**

Bは、遺言により法定相続分より多くの相続分を取得し、生命保険金の受取人になり、これを受け取っており、Bが喪主として葬儀費用を負担することが実質的公平にかなない、また、Aの生前の意思にも合致すると解されます。また、香典の明細を開示せずにCに応分の負担を求めるBの態度は、その主張の信用性判断に影響することがあります。

したがって、現時点でCがBの請求に応じる必要はないと考えます。

### 解 説

#### 1 遺産分割の付随問題としての葬儀費用の問題

葬儀費用は、相続開始後に生じる債務であって、遺産とは別であり、これをめぐる問題は、遺産分割の対象事項ではなく付随問題で、本来、民事訴訟手続で解決されるべき事項です。しかし、相続人間で合意があれば、葬儀費用の負担者に関する問題を、遺産分割協議の中で併せて解決することもできます。

## 2 葬儀費用の負担者の決め方

葬儀費用の負担者については、被相続人の指示や相続人など関係者間の合意があれば、これにより定められますが、これらの指示や合意がなく、争いがある場合の葬儀費用の負担者の決め方については、①喪主負担説、②相続人負担説、③相続財産負担説、④慣習・条理説の各説があります。しかし、これらの見解のいずれかにより負担者が一律に決められるのではなく、本問の具体的な事実関係を検討した上で、誰が負担するのが適切かを判断することになります。

## 3 本問での葬儀費用の負担者に関する検討

### (1) 事務管理に基づく費用償還請求権又は不当利得返還請求権の要件の検討

本問では、BのCに対する請求は、事務管理に基づく費用償還請求権又は不当利得返還請求権によるものと考えられますが、これらの請求の成否を考えるに当たり、誰が葬儀費用の負担者となるか検討が必要となります。

すなわち、事務管理について、Bが「義務なく」「他人」であるC「のために事務の管理を始めた者」(民697①)に当たるか要件の検討が必要になります。また、不当利得については、「法律上の原因なく」「他人」であるB「の財産又は労務によって」Cが「利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者」(民703)に当たるか要件の検討が必要になります。

本問において、Cが本来Aの葬儀費用を負担するべき者であるならば、BがCのためにその費用を負担したことは、上記の各要件を満たすこととなります。

### (2) 葬儀費用の負担者を定めるための諸事情の検討

それでは、CはAの葬儀費用を負担するべき者といえるでしょうか。

本問では、遺言により、Bの相続分が4分の3、Cの相続分が4分の1と指定され、Bは、法定相続分より多くの相続分を取得しており、このことは、Bが葬儀費用の負担者であることを基礎付ける事情となると考えられます。

本問と同様に、遺言により法定相続分と異なる指定がなされた事案の判例で、「亡くなった者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合には、葬儀の主宰者である喪主が、その規模をどの程度にし、どれだけの費用をかけるかについて最終的にその責任において決定し、葬儀を実施するものであることから、喪主が葬儀費用を負担する」べきであると判示されています（東京地判平27・12・3（平26（ワ）463・平26（ワ）16950））。

また、本問では、Aは生前、死亡保険金の受取人をBとする生命保険契約をしており、Bは保険金を受け取っています。この事実も、Bが葬儀費用の負担者であることを基礎付ける事情と考えられます。

同様の事案における審判では、喪主として葬儀を行った者（被相続人の妻）が葬儀費用の負担者となると判示する一方で、保険金請求権については、「共同相続人間の実質的公平という観点から原則として同条〔民法903条〕の特別受益に準じて扱うべきものであると解される。ところが、本件では妻〔保険金受取人に指定されていた〕が受領した保険金額は330万円余りであり、加えて同人は被相続人の配偶者として被相続人の死後自己の責任において葬儀等を執り行う立場にあるものであることを考慮すると、この程度の金額は被相続人の死後葬儀費用や当面のその他の諸雑費にあてるため妻に取得させたと見ることがかえって公平に適するものと解される。」として、本件生命保険金を特別受益と扱うのは相当ではないと判示しています（神戸家審平11・4・30家月51・10・135）。

以上より、本問では、Bが葬儀費用を負担するべき者といえるでし

よう。したがって、Cが葬儀費用の負担者であることを前提とする、BのCに対する事務管理に基づく費用償還請求権又は不当利得返還請求権は認められないことになります。

#### 4 香典

香典については、一般に、死者の供養のため、あるいは遺族の悲しみを慰謝する意味がありますが、被相続人の遺族らの負担を軽減する相互扶助を目的とする金銭等の財物の贈与という性格があるといわれています。

香典の受取人について、判例で、「香典は喪主に贈られたもの」であり、喪主が「香典を第一次的に葬式費用に充当し、次いで法事等の祭祀費用に充てることができる」と判示したものがあります（広島高決平3・9・30判時1434・81）。

上記判例によると、本問では、喪主を務めたBは香典の受贈者に当たりますが、贈与された香典は、第一次的に葬儀費用に充当されるべきものです。Bが、共同相続人であるCに対して応分の負担を求めたのであれば、香典について、誰からいくら贈られ、葬儀費用にいくら充当したのか明細を説明するべきであると考えられます。

なお、喪主となった相続人が、香典を取得しつつ、遺産である預貯金を払い戻し葬儀費用に充てたと主張した事案において、喪主が葬儀費用を負担するべきとした判例があります（東京地判平18・9・22（平17（ワ）6845））。この事案では、喪主となった相続人が、葬儀費用の額を明らかにせず、香典からの充当をしても不足していたのか不明であり、また預貯金の払戻しについても、その時期を見ると葬儀費用に費消したというのは不自然とされ、喪主として合理的な説明や主張立証をしなかったことが不利益に判断されたように思われます。

## 5 本問での対応

本問では、Bが遺言により法定相続分より多くの相続分を取得しており、また、生命保険金の受取人になっており、Bが喪主として葬儀費用を負担することが実質的な公平にかなうと思われます。さらには、Aの生前の意思は、Bにより多くの財産を取得させ、喪主として葬儀費用を負担してもらうことであつたのではないかと解されます。また、香典の明細を開示せず、葬儀費用への充当を明らかにしないまま、Cに応分の負担を求めるBの主張は、裁判所の信用性判断に影響する可能性があります。

以上より、現時点で直ちに、CがBの請求に応じる必要はないと考えます。

(川合 清文)

## 14 共同相続人の一人が遺産管理費用を支払った場合

Q

父が亡くなり、父が居住していたマンションを私と兄の二人が相続することになりましたが、兄は遺産であるマンションの固定資産税や管理費を全く支払おうとしなかったため、やむを得ず私が全て自分のお金から立て替えて支払いました。これらの立替金について清算してもらうにはどうしたらよいのでしょうか。

A

あなたの立替金の清算について、兄が遺産分割協議の中で応じてくれればよいのですが、もし応じなかった場合には、別途、兄に対して民事訴訟を提起して清算を求める必要があります。

### 解 説

#### 1 遺産管理費用

遺産自体の保存、利用及び改良に要した費用を、一般に、遺産管理費用といい、遺産が建物である場合の固定資産税や管理費等も遺産管理費用に該当するものといわれています。

#### 2 遺産管理費用の負担

##### (1) 相続財産に関する費用

遺産管理費用については、「相続財産に関する費用」(民885)として、遺産分割に際し、相続財産から清算されるべきであるとする考え方もありますが、遺産管理費用は相続開始後に生じた債務負担の問題であって、遺産とは別個のものであるから遺産から清算されるべきではないとする考え方が有力です。そもそも民法885条は、相続財産に現金や預貯金がないときには事実上機能しませんし、また、仮に相続財産



に現金や預貯金が十分ある場合であっても、当該遺産管理費用を相続財産から支出することについて共同相続人間で争いがある場合には、現実には相続財産から支出することが困難になるケースも多いと想定されます。本問でも、亡父の遺産が不動産のみであったり、仮に遺産の中に金融資産があったとしても、兄が遺産であるマンションの固定資産税や管理費等につき、亡父の遺産から清算することに応じてくれなければ、あなたとしては、兄に無断で亡父の遺産を処分して固定資産税や管理費の支払に充てるなどしない限り、亡父の遺産から清算することは困難かと思われます。

#### (2) 相続財産から清算されなかった場合

遺産管理費用が相続財産から清算されなかった場合、遺産管理費用の負担に関する問題についても、共有物に関する費用負担の問題として、民法253条1項を適用して、共同相続人がその相続分に応じて負担すべきものとする考え方が一般的です。

もっとも、全ての共同相続人間で、遺産管理費用の負担に関する問題を含めて遺産分割手続の中で清算する旨の合意ができるのであれば、遺産管理費用の負担に関する問題を遺産分割手続の中で考慮することができるというのが現在の実務といえます。

#### (3) 遺産管理費用の負担における「相続分」

遺産管理費用の負担について民法253条1項を適用して共同相続人がその相続分に応じて負担すべきとした場合、そこにいう「相続分」とは、「法定相続分」を指すのか、特別受益や寄与分を踏まえて確定された「具体的相続分」を指すのが問題となります。

本章【概説】でも述べたとおり、この点、もし、具体的相続分を指すと解してしまうと、特別受益の有無・程度や寄与分の額が確定するまでは「相続分」が確定できないことになり、結局、遺産分割を終了するまで、正確な算定をすることが困難ないし不可能となってしまう、

## 18 遺産収益の受取口座を無断で変更した場合

**Q** 父は生前、貸地を所有し、地代を父名義の銀行預金口座で受領していました。今般、父が亡くなったことから、遺産分割は未了でしたが、受取口座を私の妻名義の口座に変更しました。すると、他の相続人から、私と妻との「共同不法行為だ」などと言われ、裁判所に訴えると言われました。どう対応したらよいのでしょうか。

**A** 単に地代の受取口座を変更しただけで責任が生じることはありませんが、相続開始後に受け取った地代に対しても、他の共同相続人はその相続分に応じて権利を有していますので、その分配を行う必要があります。

### 解 説

#### 1 遺産からの果実・収益

本問の貸地のように、遺産の管理や利用等によって遺産から生じる果実（以下「遺産収益」といいます。）がある場合に、それをどう取り扱うべきかという問題が遺産収益の問題です。

#### 2 遺産収益の取扱い

そもそも遺産収益についてどのように取り扱うべきかについては、従来、様々な見解がありましたが、最高裁平成17年9月8日判決（判時1913・62）は「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権

は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である」として、その立場を明確にしました。さらにこの判決では「遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである」とも判断しており、これらが現在の実務といえます。

したがって、本問でも、遺産分割協議の結果いかににかかわらず、相続開始後遺産分割完了までの間に生じた地代については、共同相続人がそれぞれの相続分については権利を主張することができます。なお、その場合の「相続分」とは、「法定相続分」を指すのか、それとも特別受益や寄与分を踏まえて確定された「具体的相続分」を指すのかが問題となります。この点、もし、具体的相続分を指すと解してしまうと、特別受益の有無・程度や寄与分の額が確定するまでは「相続分」が確定できないことになり、結局、遺産分割を終了するまで、正確な算定をすることが困難ないし不可能となってしまう、実際上の適用に支障を来すと考えられます。他方、「指定相続分」については、単に遺言書で法定相続分に代わる相続分が定められたにすぎないものであり、相続開始時に正確な割合を認定することは容易ですので、これを除外する必要はないと思われます。それゆえ、各共同相続人は、その法定相続分又は遺言で相続分の指定がなされていれば当該指定相続分について権利を主張できることとなります。

### 3 相続開始後の地代の受取口座の変更

通常、相続が開始すると、金融機関としては、基本的に現存しない者の名義の口座は使用すべきでないとの立場から、相続開始が判明し